

訴 状

2016(平成28)年11月30日

札幌地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 博文

弁護士 山田 佳以

弁護士 池田 賢太

弁護士 橋本 祐樹

弁護士 小野寺 信勝

弁護士 長坂 貴之

弁護士 平澤 卓人

弁護士 神保 大地

弁護士 伊藤 純子

弁護士 皆川 洋美

(以上、札幌弁護士会)

弁護士 内河 恵一

弁護士 中谷 雄二

弁護士 川口 創

弁護士 田巻紘子

弁護士 青山邦夫

(以上、愛知県弁護士会)

弁護士 毛利正道

(長野県弁護士会)

弁護士 井上正信

(広島県弁護士会)

弁護士 小野寺義象

(仙台弁護士会)

原 告 別紙原告・代理人目録記載のとおり

原告訴訟代理人 同上

被 告 東京都千代田区霞が関1丁目1番1

国

上記代表者法務大臣 金田勝年

自衛隊南スーダンPKO派遣差止等請求事件

訴訟物の価額 金1,800,000円

(差止請求160万円、損害賠償請求20万円)

貼用印紙額 金 14,000円

予納送達費用 金 4,000円

目 次

【請求の趣旨】

【請求の原因】

第1 当事者

1 原告.....	4
2 被告.....	7

第2 南スーザン紛争の実態と国連PKO

1 スーダン共和国から南スーザン共和国の分離独立と国連PKO.....	11
2 南スーザン建国後と国連PKO.....	14
3 南スーザン国連PKOへの自衛隊の対応.....	17

第3 南スーザンPKOへの自衛隊派遣の違憲・違法性

1 国連憲章における平和的解決義務と平和維持活動（PKO） (1) 国連憲章におけるPKOの位置づけとその性格.....	19
(2) PKOの変質・返還－国連憲章7章に基づき国際交戦法規を適用…	21
2 日本国憲法とPKO協力法 (1) 日本国憲法の平和主義の意義.....	23
(2) 1992年PKO協力法の違憲性(法令違憲).....	26
(3) PKO協力法の改正とその違憲性(法令違憲).....	27
(4) 安保関連法で追加された新任務に関する規定の違憲性.....	29
(5) 本件南スーザンPKO派遣の違憲性(適用違憲).....	32

第4 原告の権利（法益）侵害

1 原告の平和的生存権.....	35
2 平和的生存権の侵害.....	36
3 自衛隊員の権利と国民の平和的生存権 (1) 國際法上の権利保障がないこと.....	37
(2) 戰場救護の装備も教育もないこと.....	39
(3) 派兵された自衛隊員の自殺やPTSD.....	40

第5	原告の請求	
1	差止請求	41
2	慰謝料請求	43
第6	結論	44

請　求　の　趣　旨

- 1 被告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第6条1項による「南スーダン国際平和協力業務実施計画」（平成28年11月15日閣議決定）に基づいて、自衛隊員及び装備品を南スーダン共和国内並びにその周辺地域及び海域に派遣又は輸送して、同法及び同計画に基づく活動を行なってはならない。
- 2 被告は、原告に対して、金20万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決並びに第2項につき仮執行宣言を求める。

請　求　の　原　因

第1 当事者

1 原告

- (1) 原告は、北海道千歳市に居住し、自衛隊員の息子がいる。息子は、陸上自衛隊北部方面隊第7師団司令部等が駐屯する東千歳基地に勤務している。
同基地は、自衛隊発足の1954年に開設されたが、もとは占領軍であるアメリカ空軍が1945年9月に接収して使用していた基地「キャンプ千歳」で

ある。

原告は、この「キャンプ千歳」のP X（米軍基地内の売店）で働いていた母と、同じくレストランで働いていた父の間に、[REDACTED]年に二女として生まれた。

「キャンプ千歳」の米軍部隊は、1975年に完全に撤退した。

(2) 原告は、現実に見る軍事基地や兵士の姿と、当時戦禍の最中だったベトナム戦争の写真を見たり話を聞いたりして、戦争は筆舌に尽くし難い悲惨なことだ、殺したり殺されたり、傷つけ合うことがない社会が何より素晴らしいと思い、学校で習った日本国憲法の人権尊重主義や戦争放棄・恒久平和主義を当然のこととして受け入れてきた。日本には憲法9条があり、自衛隊は専守防衛であるから、米軍とは全然違うし、米兵の様なことにはならないというのが、原告にとって当たり前の認識であった。そして、それは、全国有数の基地の町・千歳においても、家族や友人をはじめ、自衛隊員やその家族も含め、広く市民一般の間で共有されていた。

(3) 原告の息子は[REDACTED]の次男[REDACTED]であり、妻[REDACTED]
[REDACTED]がいる。

息子は、高校を出て民間企業に就職していたが、[REDACTED]勤務先を退職し、知人の強い勧めで陸上自衛隊に入隊した。そして、新入隊員教育の後に配属されたのが、かつて原告の両親が働いていた東千歳基地だった。

原告は、息子が自衛隊に入隊する時、自衛隊もその本質は殺す・殺されるという軍隊にあるから反対したが、当時は現実に海外で戦闘に従事することになると思っておらず、「災害派遣で活躍してほしい」と考えて本人の意思を尊重した。

(4) 東千歳基地は、総敷地面積約590万m²という陸上自衛隊最大の敷地面積(演習場を含め)を誇り、陸自の中でも精強といわれる第7師団、普通科連隊、高射特科連隊をはじめ、北部方面隊の中核をなす駐屯地である。

北部方面隊からは、2016年5月下旬から6月にかけ、南スーダンでの国

連平和維持活動（「UNMISS」又は「南スーダンPKO」と言う）に第10次隊として約350名が派遣されている。同部隊は、第1次、第2次、第6次でも派遣されており、今回で4度目である。息子の同僚の多くや原告の知人の子らが、南スーダンでの任務に従事してきている。

(5) 息子は、第10次隊の派遣要員にはならなかつたが、自衛隊員である以上、いつ派遣を命じられるか分からず、命じられれば拒否できない。この点で、自衛隊員は皆同じ立場にあり、安保関連法が定める「武力攻撃事態」「存立危機事態（集団的自衛権の行使）」「重要影響事態」「国際平和共同対処事態」などによる出動命令も、すでに安保関連法が施行されているので同様である。

第10次隊は、安保関連法の施行（2016年3月29日）後初めての派遣であり、政府は同部隊に「駆け付け警護」や「宿营地共同防護」など改正PKO協力法に基づく新たな任務を与えるのではないかと報道された。

(6) このような中で、原告は、2016年5月から南スーダンPKOに派遣されるのが息子の所属部隊だと知り、南スーダンの現状や派遣される自衛隊員のこと調べたりした。

その結果、現地は国連施設さえ襲撃されるような混沌とした内戦状態にあり、親を殺され銃を持たされた少年兵がたくさんいることを知った。原告は、「そんな相手に撃たれたり、撃ったりしたら後々どうなる、そんなことは絶対に嫌だ」と、少年兵の親や家族、自分の息子や同僚、家族のことなどを考えると、居ても立ってもいれなくなった。

また、現地の医療体制が不備であり、自衛隊員は救急・応急措置の備えも教育もなく派遣されることを知った。

そこで原告は、同年4月中旬、札幌市内と千歳市内で、自衛隊員・家族に向かって、「このまま黙ったままでいいのですか。命さえあれば何とかなります。今の立場を気にして口をつぐんだまま、ご主人や息子さんが南スーダンに行くのを許すのですか。」と、初めてマイクを握って訴えた。

(7) 原告は、自分の息子一人が無事であればいいとは思わない。「自衛隊員は、

私たち国民を守るために日々厳しい訓練を重ね、大災害などいざという時は危険をかえりみず国民を守ってくれる頼りがいのある存在。そんな日本の宝物をなぜ、わざわざ海外の戦争に送って危険にさらすのか。」「私が産んだ子を殺さないで。」「自衛隊員はみんな、人の子。どの子も殺さないで。」「日本国憲法の下で、海外で自衛隊が武力を行使し、外国人の人や自衛隊員、日本人が犠牲になることが絶対にあってはならない。」と思う。

2 被告

(1) 被告は、2011年11月15日、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（略称：PKO協力法）第6条1項に基づいて「南スーダン国際平和協力業務実施計画」（以下「実施計画」という。）を閣議決定した（甲1）。そして、内閣府国際平和協力本部に、期間を平成28年10月31日までとする南スーダン国際平和協力隊を設置した（平成23年11月18日政令第345号。甲2）。

当初の実施計画は、国際平和協力業務を行なう期間を「平成23年11月18日から平成24年9月30日までの間」とされ、その後延長を繰り返してきた。

同実施計画は、「南スーダン共和国が効果的かつ民主的に統治されるとともに、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化することが必要である」として、2011年7月8日国連安保理事会第1996号決議が「平和と安全の定着及び南スーダン共和国における発展のための環境の構築の支援を任務とする国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という）の設立を決定し、同月9日にUNMISSを設立し、国際連合から我が国に派遣要請があったことに基づくものとされている。

(2) 被告は、上記実施計画に基づき、以下の3分野について実施すべく、その実施要領を策定した。

① 司令部業務分野（甲3）

活動地域：南スーダン共和国及びウガンダ内において、国際連合事務総長又は国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という）国際連合事務総長特別代表その他の国際連合事務総長の権限を行使する者（以下「事務総長等」という）が指図する地域

活動期間：平成23年11月18日から平成28年10月31日までの間

活動内容：略

実施方法：1)実施計画及び実施要領の範囲内において、事務総長等による指図の内容に従い業務を行なう。
2)隊員は、事務総長等の定めるところにより、事務総長等と緊密に連絡をとる。

② 連絡調整分野（甲4）

地域：派遣先国の政府その他の関係機関と司令部要員との間の連絡調整に係る国際平和協力業務を実施するために必要な南スーダン共和国及びウガンダ内の地域

期間：平成23年11月18日から平成28年10月31日までの間

内容：派遣先国の政府その他の関係機関と司令部要員との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

実施方法：隊員は、実施計画及び実施要領の範囲内において、当該業務を行なう。

③ 施設部隊等（甲5）

活動地域：南スーダン共和国及びウガンダ内において、国際連合事務総長又は国際連合南スーダン共和国ミッション（以下「UNMISS」という）国際連合事務総長特別代表その他の国際連合事務総長の権限を行使する者（以下「事務総長等」という）が指図する地域。但し、2（5）及び（6）に掲げる業務を行なう場合は、当該業務を実施

するために必要なウガンダ及びケニアを、2(12)及び(13)に掲げる業務を行なう場合は、当該業務を実施するために必要なインド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、英國（ディエゴ、ガルシア島）、アラブ首長国連邦、オマーン、サウジアラビア、ウガンダ、ケニア、ジブチ及びセーシェルの地域を含む。

活動期間：平成24年1月11日から平成28年10月31日までの間
活動内容：

- (1) UNMISS の活動に必要な医療（防疫上の措置を含む）
- (2) 被災民に対する食糧、医療、医薬品その他の生活関連物資の配布
- (3) 被災民を収容するための施設又は設備の設置
- (4) 被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
- (5) UNMISS の活動に必要な人道支援物資等の輸送
- (6) UNMISS の活動に必要な物資の保管
- (7) UNMISS の活動に必要な施設又は設備の設置
- (8) UNMISS 関連施設等におけるがれき等廃棄物除去
- (9) UNMISS の活動に必要な道路などの補修等
- (10) UNMISS の活動に必要な機械器具の据付け又は修理
- (11) 設置等政令第2条第1号から第3号までに掲げる業務
- (12) (1) から (11) までに掲げる業務を実施する自衛隊の部隊に係る輸送及び補給
- (13) UNMISS の要請に応じて陸上派遣施設部隊及び航空自衛隊の部隊が実施する人員・物資等の輸送

実施方法：略

上記①②③の業務については、いずれも業務の中斷の定めがある。

「 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第2号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行なうべき国際平和協力業務

の中止に関する事項)

- (1) 部隊長は、防衛大臣が国際平和協力本部長と協議の上、国際平和協力業務を中止するよう指示した場合、当該業務を中止するものとする。
 - (2) 部隊長は、以下に掲げる場合には、その状況等を防衛大臣を通じて本部長に報告し、指示を受ける。
 - ア 武力紛争が発生したと判断すべき自体が生じた場合
 - イ 国際連合平和維持活動についての受け入れ国の同意及び我が国との国際平和協力業務の実施についての受け入れ国の同意が存在しなくなつたと認められる場合
 - (3) 以下、略」
- (3) 被告は、2015年9月19日、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」(以下「安保関連法」という。)及びその1つである改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」(以下「改正PKO協力法」という)を成立させ、同月30日公布した(甲6)。同法は2016年3月29日に施行された。
- (4) 被告防衛大臣は、2016年3月22日、陸上自衛隊に第10次隊の派遣命令を発した。
- 上記命令に基づき、東千歳基地に司令部を置く陸自北部方面隊第7師団を中心編成された部隊約350名が、同年5月から6月にかけて逐次南スーダンに派遣された。
- (5) 被告は、同年10月25日、南スーダンPKOへの自衛隊派遣について、10月31日までとなっていた派遣期間を2017年3月31日まで5ヶ月間延長することを、閣議決定した(甲7)。
- (6) さらに被告は、11月15日、南スーダンPKOに対して、改正PKO協力法に基づく新たな任務である「駆け付け警護」と「宿営地共同防護」を付与する閣議決定「南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更」を行ない(甲8、

9）、同月18日、同内容に基づき、陸自第9師団（青森市）を主力とする第11次隊隊長に派遣命令を発した（甲10。なお、「UNMISSにおける自衛隊の活動」の概要については、統合幕僚監部参事官付・平成28年10月作成ペーパー／甲11及び「別紙1」）。

第2 南スーダン紛争の実態と国連PKO

1 スーダン共和国から南スーダン共和国の分離独立と国連PKO

(1) 「スーダン」は、アラビア語で「黒い人」を意味する言葉を原義とし、元来は北アフリカのアラブ人たちからみて南に住む黒人（アフリカ人）の居住地域、すなわち西アフリカから東アフリカに至るサハラ砂漠以南の広い地域を指す地域名称である。国名としてのスーダンと区別するため「歴史的スーダン」ともいう。

国家としてのスーダンは、「歴史的スーダン」の東部を占める。南スーダンが分離独立する前のスーダン共和国は、面積2,505,813km²とアフリカ大陸最大の国土を有する国家だった。

(2) スーダンは、1899年からエジプトとイギリスの両国による共同統治下にあったが（英埃領スーダン）、1955年に始まった内戦（第一次スーダン内戦）の結果、1956年1月1日にスーダン共和国（以下、単に「スーダン」という）として独立するも、内戦は1972年の停戦合意まで続いた。

1983年年始め、南部に「新スーダン」建設を掲げる非アラブ系黒人のデインカ人が主体の反政府組織スーダン人民解放軍（SPLA）が、ソ連とエチオピアの支援を受けて組織された。

スーダンのヌメイリ政権が1983年にイスラム法を導入し、これに反発するキリスト教系の南部スーダンのSPLAがゲリラ闘争を拡大、第二次スーダン内戦に突入した。2005年停戦合意までに200万人が犠牲になったとされる。

(3) 1991年に隣国エチオピアに「アフリカ最大の人権抑圧者」と呼ばれるメレス・ゼナウイ大統領が就任し、SPLAは後ろ盾を失い分裂した。

1998年5月、政党結成の自由などを含む新憲法の可否を問う国民投票を実施し、96.7%の賛成で成立した。しかし、バシール大統領は1999年12月に非常事態を宣言して国民議会を解散、内閣総辞職などの挙に出たため、内戦は終わらなかった。

- (4) 2005年1月、両者はCPA（南北包括和平合意）に署名し、同年7月9日、バシールを大統領、SPLAのジョン・ガラン最高司令官を第一副大統領とする暫定政府が発足した。そして、6年間の統治を行なったうえで、南部で住民投票を実施し、北部のイスラム教徒系政権と南部政府の連邦を形成するか、南部が独立するかを決めることになった。
- (5) 2005年3月、CPA履行支援等を任務とする国連スーダン・ミッション（UNMIS）が設立された。日本は、2008年10月以降、UNMIS司令部要員として自衛官2名を派遣した。

2011年1月、UNMISの支援も受けて、南スーダン住民投票が実施された。その結果、有効投票総数の99%が、スーダンの南部10州のスーダンからの分離を支持、同年7月9日にアフリカで54番目、世界で最も新しい国家・南スーダン共和国（以下、単に「南スーダン」という）が建国された。

- (6) 南スーダンは、国土が日本の1.7倍の面積、人口は10分の1の1190万人（首都ジュバは約40万人）である。地下資源に恵まれ、主な輸出品は原油で、主要貿易相手国は中国、日本、米国である。国家予算の60%を軍事費等の安全保障分野に費やし、国家開発関係予算は11%にすぎない。徴兵制（18～30歳／2年間）で、兵力は21万人とされる。（以上、外務省／南スーダン基礎データより）

南スーダンは、アフリカの中央部に近く、北にスーダン、東にエチオピア、南東にケニア、ウガンダ、南西にコンゴ民主共和国、西に中央アフリカと国境を接する。これらの国は、いずれも豊富な地下資源を持ち、将来の経済成長が見込まれ、「資本主義最後のフロンティア」と言われるアフリカの枢要部に位置している（平成25年度統合幕僚学校委託研究「主要国の対アフリカ戦略に

基づく投資／支援に関する調査研究」（財）平和・安全保障研究所 2014.3.24。

「成長大陸 広がる商機－アフリカ大陸に眠る資源と日系企業のビジネス事例」朝日新聞 2016.8.26 の図）。

(7) 上記の国はそれぞれ深刻な内戦・紛争・貧困等の問題を抱えており、UNMISS（警察 1,143 人、文民 2,420 人、軍事 11,892 人）ほか、以下の国連PKOが活動している。現在地球上で活動している 16 のうち 9 つがアフリカで、そのうち 5 つが南スーダンとその隣国である（「国連PKOの展開状況」／別紙 2）。そして、いずれも軍事要員の派遣が他のPKOと比較して、突出して多いことに特徴がある（別紙 2）。

① スーダン／国連アビエ暫定治安部隊（UNISFA 2011.6～ 警察 21 人、文民 232 人、軍事 4,485 人）

② スーダン／ダルフール国連・AU合同コミッショ（UNAMID 2007.7～ 警察 3,122 人、文民 3,570 人、軍事 14,585 人）

③ 国連コンゴ（民）安定化ミッション（MONUSCO 2010.7～ 警察 1,200 人、文民 3,876 人、軍事 17,527 人）

④ 国連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション（MINUSCA 2014.4～ 警察 1,983 人、文民 925 人、軍事 10,378 人）

(8) 上記のコンゴ民主共和国、中央アフリカ共和国の主要宗教も、南スーダンと同じくキリスト教である。他方、これらより北側にあるニジェール、チャドの主要宗教はイスラム教である。従って、南スーダンPKOは、キリスト教系国家を治安・軍事の面から支えて、スーダン以北のイスラム教系国家に対抗するという構図の一角をなすものである。

(9) エチオピアの東にはジブチ共和国があり（別紙 2）、2001年9月の米国同時多発テロ事件・対テロ戦争以降、中東・アフリカに向けた軍事的要衝として、従来から駐留する仏軍に加え、米軍を中心とするNATO軍も基地を置く。また、ソマリア沖の海賊に対処する多国籍部隊として、第 151 合同任務部隊（CTF151）が編制され、日本は2009年成立の海賊対処法に基づいて自衛

隊を派遣し、2011年7月（UNMISSへの派遣の直前にあたる）、自衛隊航空隊の拠点基地を開設している。

同基地は、ジブチ国際空港の北西地区の約12ヘクタールに、P3C哨戒機の駐機場や司令部庁舎などを整備し、約180人の隊員が活動している。

自衛隊は、2013年12月以降、派遣水上部隊のうち護衛艦1隻をCTF151に編入させ、2014年2月以降は派遣航空隊も編入させた。

同基地は、海賊がほとんどなくなった現在でも、多目的利用の名で維持され、南スーダンPKOに対する自衛隊員や物資、邦人輸送の中継地としても位置づけられている。

2 南スーダン建国後と国連PKO

(1) 2011年7月8日、国連は、安保理決議1996号で「南スーダンでの国連平和維持活動（UNMISS）」を創設した（甲12）。

当初の南スーダンPKO（UNMISS）は、新たな国家の建設を支援することが筆頭任務とされたが（決議3項a）、住民保護のために南スーダン政府を支援し、自らも住民保護の任務も付与され、憲章第7章のもとで、そのための必要なあらゆる手段をとること（武力行使）が許可された（決議3項b-v、4項）。

すなわち、UNMISSの第一のミッションは、停戦合意後の停戦監視や復興支援ではなく、独立した南スーダンの長期的な国づくり支援だった。

従って、創設当時は、紛争当事者のいない状態を前提にスタートしたことから、国連PKO派遣の同意原則、わが国PKO協力法の参加5原則の「停戦合意」は問題にされなかった。

(2) 2013年7月、政権与党（SPLM）内で政治闘争が激化し、キール大統領がマシャール副大統領派を含む全閣僚を解任したことに端を発して政府軍が分裂し、同年12月には首都ジュバで大統領派（政府軍、SPLA）と副大統領派（反政府軍、SPLA-10）の大規模な武力衝突が発生し、内戦が全土に拡大した。

翌2014年1月23日に両者は停戦合意を結ぶが、一度火のついた内戦は止まることなく、瞬く間に北部へ拡大し、破局的な人道被害が発生した。その内容は、全人口の2割230万人が国内、国外の避難民となる、村落焼き討ち、虐殺、集団レイプ、強制移住が行なわれ、少年の強制徴兵が行なわれるといった深刻なものだった。480万人が食糧不足に陥り、その状態がいまも続いている。

(3) 南スーダンでは、いくども大統領派と副大統領派による停戦合意がなされたが、守られることができなかった。

そこで、2014年5月27日、国連安理会は、決議2155号で、UNMISSの任務を変更し、住民保護を筆頭任務とし、そのためにPKO部隊の兵力の上限を引き上げた（甲13）。その結果、UNMISSは、目的遂行のために政府軍（大統領派と副大統領派の双方を含む）との戦闘も想定するものだった。

2015年8月21の国連事務総長報告は、2014年4月から8月までの南スーダンPKOに対する攻撃102件のうち、実に92件が南スーダン政府軍によるものと認定している。

(4) 2015年8月26日、2013年12月から内戦状態にあったキール大統領とマシャール副大統領は、停戦合意と移行政府樹立に合意し、双方が敵対行為を停止し、総選挙を実施するまでの間、暫定的な国民統一政府を実現することを決めた。しかし、やはり合意は守られなかつた。

2016年1月21日の国連南スーダンPKOの報告書は、「この2年間で、情け容赦ない戦闘とその多方面にわたる影響が続いており、民間人全体の人権と生活条件に対する重大な衝撃を与えている」として、苛烈な内戦状態が現に続いていることを明らかにしている（甲14）。

2016年年2月17、18日には、北東部の州都マラカルの国連基地内の避難民保護キャンプを南スーダン政府軍兵士が襲撃し略奪・焼き討ちを行ない、「国境なき医師団」2名を含む18人が死亡し、90人以上が負傷する事件が起きた。

(5) 同年4月、マシャール副大統領が自派の軍隊を引き連れてジュバへ帰還し、
移行政府樹立に進みかけるが、7月8日から再びジュバ市内で300人以上が死
亡する激しい内戦が始まった。陸自部隊は宿営地内にとどまるほかなく、活動
中止の事態となり、中国兵2人が死亡している。（「とても生きられるとは思
わなかつた—ジュバでの殺人、レイプ、略奪—」2016.10.25 アムネスティイ
ンターナショナル報告書・抄訳／甲15、2016.11.1 国連「2016年にジュバ
で発生した暴力とそれに対するUNMISSの対応についての独立特別調査報告書」
要約・抄訳／甲16）。

当時、ジュバには国際協力機構（JICA）関係者約50人を含む約70人の邦
人が滞在していた。そのため、政府は持ち回り閣議で、C130H輸送機の現地派
遣を決定し、中谷防衛相（当時）が派遣命令を出した。

7月13日、JICAの関係者ら在留邦人47人は、JICAが自ら手配したチャー
ター機でケニアの首都ナイロビに脱出した。現地で活動している陸上自衛隊は、
この邦人の移動に関与しなかった。

(6) 上記の内戦で、アメリカ大使館は退避を望む米国人全てを対象に航空機を手
配し、緊急医療援助団体「国境なきなき医師団（MFS）」もスタッフを引き
揚げ、隣国ウガンダは、自国民を退避させるために部隊を派遣した。

かかる事態に対して、菅義偉官房長官は、7月11日の記者会見で「（PK
O派遣の）5原則が崩れたとは考えていない」と強弁し、陸自部隊は当面撤退
させない意向を表明した。

(7) 同年8月12日、国連安保理は決議2304号で、同年7月に始まった内戦
による人道被害に対して文民を積極的に防護するため、地域防護軍4000人
を新たに派遣することを決定した（甲17）。

そして、「国連文民保護施設、国連施設、国連要員、国際的国内の人道援助
組織や文民に対して攻撃を企図しようとしていることが確実である、あるいは
攻撃を仕掛けているいかなる主体（政府軍も含む—原告代理人注）に対しても、
迅速で効果的な交戦」（下線は原告代理人）を行う権限を与え、先制攻撃を行

なうことも可能とした。

しかしながら、南スーザン政府と政府軍は地域防護軍派遣に対して反発を強めている。

3 南スーザン国連PKOへの自衛隊の対応

(1) 南スーザンPKOへの自衛隊派遣は、以下のとおりである(別紙1。統合幕僚監部参事官付「UNMISSにおける自衛隊の活動について」／甲11)。

2011年 7月 9日	南スーザン国連平和維持活動(UNMISS) 設立
11月15日	政府(野田内閣)、実施計画を閣議決定し、派遣を決定
2012年 1月～	第1次隊を派遣(約240人／CRF(一部北部方面隊))
5月～	第2次隊を派遣(約350人／北部方面隊)
11月～	第3次隊を派遣(約350人／東北方面隊)
2013年 5月～	第4次隊を派遣(約240人／西部方面隊)
11月～	第5次隊を派遣(約400人／中部方面隊)
12月	(首都ジュバの衝突で内戦状態へ) (自衛隊が韓国軍へ弾薬を提供)
2014年 5月	(UNMISSの主任務が文民保護に変更)
5月～	第6次隊を派遣(約400人／北部方面隊)
11月～	第7次隊を派遣(約350人／東北方面隊)
12月	(首都ジュバの衝突で内戦状態へ)
2015年 5月～	第8次隊を派遣(約350人／西部方面隊)
11月～	第9次隊を派遣(約350人／中部方面隊)
2016年 3月	安保関連法(改正PKO協力法)施行
5月～	第10次隊を派遣(約350人／北部方面隊)
8月	(国連安保理事会決議2304号)

11月～ 第11次隊（東北方面隊）を派遣

(2) 第5次隊は、2013年12月15日、ジュバでの内戦が始まったころに活動を開始した。

ア 「第5次隊教訓要報」に拠れば、2013年12月24日、UNMISS 司令部からジュバ国連施設の防護の指示があり、その内容には「『火網』の連携」があった。「火網の連携」とは宿营地に駐屯する各国のPKO部隊が、宿营地を武装勢力の襲撃から防護するため、隣接部隊と連携して火器を使用するもので、火器の弾道が網の目のようになるものである。

これに対して自衛隊は、憲法9条及びPKO協力法に反するとの認識から、一時、部隊の撤退を計画した（朝日新聞13年12月25日）。

すなわち、第5次隊は中央即応軍司令部とのテレビ電話協議で、中央即応軍司令部から「緊急撤収計画」の具体化を進めるよう示唆され、同施設部隊長は「緊急撤収計画」を決裁したとある。

イ 2013年12月15日、首都ジュバで発生した内戦が急速に全土へ広がり、ジョングレイ州ボルの国連施設へ15000名の国内避難民が避難した。

そのため、ボルに駐屯していた韓国部隊は国内避難民保護活動を開始し、同月21日、韓国部隊から自衛隊部隊に対して小銃弾1万発の譲渡依頼があり、小銃弾1万発を提供（補給）した。

韓国軍は工兵部隊である。このことは、PKOでは施設部隊でも戦闘（武器の供与など）参加が求められること、日本ではPKO（平和維持活動）とPKF（平和維持軍）を峻別するが、現場では区別されないとの証左である。

また、韓国軍の任務は国連施設内にいる難民の保護であるから、他国軍と国連施設=宿营地を共同防護することになり、改正PKO協力法の新任務の先取りと言える。

(3) 安保関連法で改正されたPKO協力法は、第3条5号トにおいて、住民保護と治安維持活動を規定し、同号ラにおいて駆け付け警護活動を規定し、これら

の新たな任務に対応する武器使用権限として、第26条1項に任務を妨害する行為を排除するための武器使用（任務遂行のための武器使用）、同条2項に駆け付け警護のための武器使用規定を設けた。

さらに第25条7項を新設して「宿営地共同防護」のための武器使用を可能とした。

第3 南スーダンPKOへの自衛隊派遣の違憲・違法性

1 国連憲章における平和的解決義務と平和維持活動（PKO）

（1）国連憲章におけるPKOの位置づけとその性格

ア 国連憲章は、「すべての加盟国はその国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」（1条3項）、紛争の平和的解決義務を課し、「まず、第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関又は地域的取決の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない」（33条）と定め、総会や安全保障理事会等の機関を利用すべきことを定めた。

イ 以上に対して、国連憲章は武力行使禁止の例外を2つ認めた。

第1は、憲章7章によって認められる集団措置としてなされる武力行使である。安保理が非軍事的措置（41条）では不十分と認定する場合に限り、「国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍、陸軍の行動をと_ることができる」（42条。下線は原告代理人）というものである。いわゆる国連軍である。

第2は、自衛権の行使としての武力行使である（51条）。「国連加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を侵害するものではない」（51条。下線は原告代理人）である。

ウ 以上より明らかなように、国連憲章上はPKO活動なるものは存在しないが、根拠を求めるならば憲章40条とされる。同条は、安全保障理事会が第

41条と第42条に規定された活動を行なう前に、関係当事者の権利、請求権または地位を害することなく、戦闘状態の悪化を防ぐための暫定的措置を措することができると定めているからである（国連「ブルーヘルメット－国連軍・平和維持への闘い」20頁）。

PKO（Peace Keeping Operations）は、1956年スエズ危機の際に派遣された第1次国連緊急軍（UNEF）に始まる。すなわち、この年、英仏は軍隊をエジプトのスエズ運河地帯に展開した。国際世論はこれに反発したが、英仏は拒否権を有する常任理事国であったから安保理が機能せず、国連総会が主導となって平和のための結集決議に基づく行動が提起され、国連事務局がスエズ緊急軍なる平和執行部隊を構想して実現し、紛争収拾に成果を収めた。その後、コンゴ、レバノン、キプロスなどへの派遣を通じて制度として確立してきたものである。

エ 従って、当初のPKOは100%軍事的な性格を持つものとして発足し、PKO=PKF（Peace Keeping Force／平和維持軍）だった。その後1960年代、70年代と国連憲章にはないPKOが国際紛争を解決する手段として定着していく中で、選挙監視、難民定着などの非軍事的な新しい分野が加わり、一定の成果をあげてきた。

しかし、前記「ブルーヘルメット」によれば、PKOは「紛争地域の平和の維持もしくは回復を助けるために国連によって組織される軍事要員を伴う活動」とされ、監視団と平和維持軍=PKFに分類され、具体的には「停戦を監視、維持し、兵力撤退を援助し、対立する軍隊の間に緩衝をもたらす」活動であり、軍事活動を本質とするものである。その証左として、「国連ニカラグア選挙監視団（ONUVEN）」は、選挙監視等に止まり軍事要員の利用を含まなかったので、国連では平和維持活動とは考えられていない。

オ さらに、PKF（平和維持軍）について、国連の「PKO訓練マニュアル」は、次のように定めている。

軍隊を提供する国に対して兵器訓練、野戦を含む戦闘訓練をして精通する

ことを求め、また過去に化学戦争で活動した経験を踏まえ、「訓練でもN B C（核・生物・化学）戦争がカバーされることが重要である」とされる。

装備する武器については、「自衛のために必要な武器を装備する」とされるが、実際上、小銃、軽機関銃、重機関銃、バズーア砲、120ミリ迫撃砲、装甲車、ヘリコプターなど大きな殺傷能力を有する武器の保有が認められている。

こうして、平和維持軍はまぎれもない軍事組織にはかならない。

ア 以上の目的や活動実態に即し、PKOに関する基本原則については、

- ① 主要な紛争当事者の同意（同意原則）
 - ② PKO要員の活動の公平性の維持（公平原則）
 - ③ 関係者に対する強制を行なわず武力行使は自衛に限られる（自衛原則）
- が確立されてきた。これが、伝統的なPKOの活動原則とされるものである。

しかし、もともと国連憲章上何ら規定が存しないうえに、PKOは必要に応じていくらでも変わり得る性質をもつため、上記3原則はもとより、統括（国連が統括権を有し、事務総長がこれを行使する）や編成（5大国及び利害関係国の軍隊は原則として除外）などについても、基本原則が存すると言うものの、その都度例外や問題が生じてきた。

（2）PKOの変質・変遷—国連憲章7章に基づき国際交戦法規を適用

ア 現代の国際紛争は、激しい内戦と中央政府の機能の弱体、それに伴う市民の虐殺、大量の避難民の発生など破局的人道被害を特徴とするようになった。

2000年以降のPKOはほとんどが（総会主導ではなく）安保理決議により設立され、憲章第7章のもとでの武力行使権限を付与されている。これは、一面では、紛争の実情に対処するためと言えるが、他方で国連が武力紛争について当事者化し、かえって泥沼、長期化し、派遣国及び派遣先の兵士・文民に大きな犠牲が生ずるようになってきた。

イ この転機となったのが、1992年6月17日、ガリ国連事務総長の安保

理に対する報告書「平和のための課題」である。この中で、ガリ事務総長は、「予防的P KO」（越境攻撃のおそれがある場合に、要請国だけの同意により、国境の一方の側へ展開する）、国連軍のための部隊を各国が待機させておく国連待機軍、さらに平和維持軍（P K F）より重装備の「平和強制部隊」の提案を行なった。

ウ 現代のP KOの特徴を最も象徴的に示しているものが、1999年8月12日付の国連アナン事務総長告示「国連部隊による国際人道法の順守」である。

同告示は「国連の指揮と統制のもとに作戦を遂行する国連部隊に適用される国際人道法の基本原則と規則を定めることを目的」とするもので、P KOの軍事要員に国際人道法＝国際交戦法規が適用されたとした告示が宣布された。

国連事務次長補ブリーフィングによると、「平和維持要員は停戦が確保されてから現地で活動を展開するため、戦闘状態を扱うジュネーブ条約を国連部隊に適用する必要性はないはずとする理解が一般的であった。しかし、実際のところ、国連部隊はしばしば、戦闘状態に巻き込まれることがあった」からだと説明している。

エ さらに、アナン国連事務総長により設置された国連平和活動検討パネルにおける、2000年8月「ブラヒミ・レポート」は、公平性の原則につき、現地勢力に対して等距離中立ではなく、国連憲章の原則とそれに基づく任務に忠実に活動することと再構成し、P KO要員は自己の生命・身体だけではなく、P KO部隊や保護対象に対する攻撃があった場合には、その根源を鎮圧するために十分な反撃を可能とするような強力な交戦規則（R O E）を有することが必要だとした。

オ 南スーダンP KOは、前記「第2」1（7）で述べた周辺地域で展開するP KOと同じく、国連憲章第7章の任務を持ち、強力な交戦規則（R O E）を有するものである。これに対しては、国連加盟国や当事国の間でも、主権

を侵し内政干渉である、軍事的介入は眞の紛争解決にはならない、という根強い批判が存する。

2 日本国憲法とPKO協力法

(1) 日本国憲法の平和主義の意義

ア 日本国憲法の平和主義について、憲法前文は、次のように述べる。

「日本国民は、正當に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらと我等の子孫のために、諸国民との協和による成果と、我が国全土に渡って自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の慘禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

そして、憲法9条は次のように述べる。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
國の交戦権は、これを認めない」

イ 以上の日本国憲法前文並びに9条の規範的な意味は、「國權の發動たる戦争」や「武力による威嚇又は武力の行使」という手段で「国際紛争を解決する」ことをしないと憲法9条1項で明記し、そのために一切の戦力を保持しないと誓っている（憲法9条2項）のである。その背景には、「政府の行為によって再び戦争の慘禍が起こることのないやう」にという強い反省・決意がある（前文）。この徹底した非軍事平和主義をとることで「国際社会において、名譽ある地位を占めたい」というのが、日本国憲法の態度である。

したがって、たとえそれが国連によるものであろうと軍事的な国際紛争解決策に関与することは憲法の厳命する平和主義に背馳するということになる。憲法の命じていることは、「国際紛争解決手段」のための軍事的な方

策にはいささかでも関与しないということに尽きる。

ウ この「国際紛争を解決する手段」という用語について、見解の相違がある。

この文言を侵略行為としてなされる戦争・武力行使・武力による威嚇に限定して解釈する立場（限定放棄説）と、このような区別をせず一切の戦争・武力行使・武力による威嚇と解釈する立場（一項全面放棄説）との相違である。

しかし、仮に限定放棄説をとったとしても、その目的を達成する手段として「一切の戦力」を放棄したとする立場が憲法学界の圧倒的多数であり（全面不保持説）、結果としていずれの説をとっても、結果的には戦争や武力による威嚇又は武力行使は、一切禁じられているという結論で一致する。政府解釈も一項限定放棄説をとり、二項の戦力不保持規定を受けて戦争や武力による威嚇又は武力行使は、一切禁じられている（全面不保持説）と解する点では憲法学界の圧倒的多数説と一致している。

エ 憲法9条の憲法論上の重点は、憲法9条2項の「一切の戦力」不保持原則にある。比較憲法史上も侵略戦争を放棄した憲法は珍しくはないが、その目的実現のために一切の軍事力を禁じた憲法は日本国憲法以外にはない。この戦力不保持規定は、「陸、海、空軍その他の戦力」の不保持である。ここで定める「その他の戦力」の意味は、「陸、海、空軍」を典型例とした、外敵と戦闘するための人的・物的組織体一般を意味する。それ故に、一項で放棄していない自衛・制裁戦争も二項によって禁止される。

オ 国連憲章は、武力行使又は武力による威嚇を原則として禁止したが、これは日本国憲法と共通するものである。

しかし、国連憲章は同時に国際連盟がファシズムの台頭に無力であった経験に立って、国連安全保障理事会に強制措置発動の権限を認め、侵略の脅威を除去して平和を守るために国連による軍事力の行使を認めた。

これに対し、日本国憲法は、国際紛争を解決する手段としての戦争放棄を一般的に宣言するだけでなく、交戦権を否認すると同時に一切の戦力を放棄し、対外的実力戦闘行動を任務とする人的物的装置を保持しないこと

を明らかにした徹底した非武装平和主義と言う点で国連憲章の精神をさらに一步進めた先駆的な意義を有するものである。

カ わが国が国連に加盟するに際し、国連に対する加盟申請書に添付された岡崎外相の書簡（1952年6月16日）には、「国際連合の加盟国としての義務を、その有するすべての手段をもって履行することを約束」するとされていた。この文書の作成に関与した当時の外務省条約局長西村熊雄は、「（この文書を発送することによって）日本のディスパーザルにない手段を必要とする義務は負わない、すなわち軍事的協力、軍事的参加を必要とするような国際連合憲章の義務は負担しないことをはっきりいたしたのであります」と説明している。

キ しかし、日本は、中国の社会主义革命や朝鮮戦争の勃発という東アジア情勢の変化の中、（旧）日米安保条約の締結と並行して、再軍備の道を歩み始めた。それが、1954年6月に設立された自衛隊である。

自衛隊設立にあたり、政府は憲法9条違反の批判を回避するために、国家の自然的権利である個別的自衛権は認められる、従って、他へ攻撃をしかけることなく、他から自己の領域が攻撃を受けたときに初めて、その領域周辺において自己を守るためにのみ武力を用いる「専守防衛」は合憲であるとした。

かかる政府見解は、自衛隊創設の国会審議にあたり、参議院の「自衛隊の海外出動を為さざることに関する決議」が、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章とわが国の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動は、これを行なわないことを茲に更に確認する」と明言したこと、そしてこれを受けた政府も、「自衛隊は、海外派遣というような目的は持っていないのであります。従って只今の決議の趣旨は十分これを尊重する所存であります」と答えたことから明らかである。

そして、この「専守防衛」を任務として自衛隊法（3条）や防衛庁設置法（4条）が作られた。

ク この自衛権という概念は憲法上全く存在しない憲法外の自然法的理念によって合憲が導かれていることに留意する必要がある。いわば「自衛のための必要最小限度の実力である限りにおいて」合憲だという合憲限定解釈なのである。そうである以上、「戦争の用に供しうる」人的物的組織体である自衛隊の活動については、その行動態様にも限界があり、「自衛」目的以外の活動については違憲の推定が働く。

ケ 以上の経緯から、日本が行なう「国連PKO参加」は、治安の部門では、選挙監視要員の派遣程度にとどまった。なぜならば、日本は憲法9条の制約があり、自衛隊を国連PKOの本体業務に参加させることはできないと解されていたからである。

(2) 1992年PKO協力法の違憲性（法令違憲）

ア 1992年6月に制定されたPKO協力法は、自衛隊・警察を含む軍事・民生要員のPKOへの派遣を、以下の5原則に従うことで可能とした（PKO協力法／甲6）。

- ① 紛争当事者間の停戦合意の存在
- ② 活動領域国を含む紛争当事者によるPKOと日本の参加への同意
- ③ 中立性の厳守
- ④ 上記原則のいずれかでも充たされない場合には撤収
- ⑤ 要員の生命等の保護のための最小限の武器の使用

イ これらは伝統的PKOの活動原則に合致させるものではあるが、憲法9条の政府解釈に立っても、憲法9条に反すると言わざるをえない。

第1に、各国軍隊が派遣される国連PKO=PKFは、本質的に軍事力行使であり、自衛隊もその一員として活動することは憲法9条1項が禁ずる「武力の行使」に該当する。

第2に、憲法9条に関する政府解釈に立っても、自衛隊を海外に派遣することは、自国防衛の範囲を超え、明らかに「専守防衛」に反し、憲法9条2項の「戦力」不保持規定に違反する。

以上より、PKO協力法は、制定の当初より憲法9条に反する立法だと言わざるを得ない（法令違憲）。

（3）PKO協力法の改正とその違憲性（法令違憲）

ア 1998年6月、部隊として参加した自衛官による武器使用について、原則として上官の命令によることを内容とする法改正がおこなわれた。この主旨は次のとおりである。

政府は、PKO等に派遣された自衛隊員の「武器の使用」が憲法9条の禁止する「武力の行使」に該当しない根拠を「自己又は自己と共に現場に所在する我が国要員の生命又は身体を防護することは、いわば自己保存のための自然権的権利というべきものであるから、そのために必要最小限の「武器の使用」は、憲法9条第1項で禁止された「武力の行使」には当たらない。」

（1991年11月18日、衆議院国際平和協力特別委員会政府統一見解）との立場をとっていた。そのため、自衛隊員の「武器の使用」を誰の判断で行うのかが国会で問題となった際、政府は、「組織としての武器使用」ではなく、「個人としての武器使用」であるから、上官は「撃っても良い」との判断を示すことはできるが、それは法律的な意味の「指揮」ではないと答弁していた（1991年9月25日、衆議院国際平和協力特別委員会畠山防衛庁防衛局長答弁）。かかる説明を覆して、上官の命令によって「武器の使用」を行うよう改正したのであった。

上官の命令による「武器の使用」は「組織としての武器使用」であり、「武力の行使」に該当する。憲法9条1項の禁止する「武力行使」を内容とする法改正が行われたのである。

イ 2001年12月には、本質的に軍事力の行使である国連PKOの一員として自衛隊が活動することが憲法9条1項の「武力行使」に該当するとの批判をかわすために、PKO協力法の制定時には「凍結」されてきた停戦監視や非武装地帯のパトロールなどの「本体業務」への参加を解除する法改正が行われた。

しかし、政府は、国連が平和維持活動のために編成した「国連軍」への参加につき、「当該『国連軍』の目的・任務が武力行使を伴うものであれば、自衛隊がこれに参加することは憲法上許されないものと考えている。」（1980年10月28日稲葉誠一議員提出の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問主意書に対する答弁書）とし、当時の工藤敦夫法制局長官も、「平和維持軍の方は、どちらかというといわば紛争が再発した場合の抑圧というふうなことまで考えたものがございますので、軽武装をしたりというふうなことで…。停戦監視団的なものに対しては我が国は参加できる場合が多いと思いますし、平和維持軍的なものに対しては参加することが困難な場合が多い」（1990年11月6日、第119回国会衆議院国連平和協力特別委員会議録第9号34頁）と答弁していたものである。

従って、以上のような従来の政府解釈からも「本体業務」の解除により自衛隊のPKO活動への参加は憲法9条1項に違反し、同時に同条2項に違反する違憲の活動であることが明確になった。

ウ 前記1（2）で述べたように、1990年代からは「強化された」PKOが主流となり、国連憲章第7章に基づく自衛範囲を超えた武力行使がなされ、国際交戦法規が適用されることが当然となった。もとより、PKOに派遣される外国軍隊は正真正銘の軍隊である。

そのため、憲法との整合性がとれない日本は、憲法9条を守る強い国民世論もあり、結果として本体業務への参加を自制してきた。

エ 2000年代に入ってからのわが国は、日米安保条約の強化、「積極的平和主義」の名の下に、人道支援・復興支援目的のほか国際テロリズム対策等を目的に、イラク人道復興支援特別措置法やテロ対策特別措置法といった個別立法によって、活動するようになった。

しかし、イラク人道復興支援特別措置法に基づくイラク派遣では、名古屋高裁において2008年4月17日、航空自衛隊の輸送活動は憲法9条1項の武力行使に該るとする違憲判決が下され、同年12月、自衛隊は完全撤退

した。

このような経緯の中で、現在、わが国がPKO協力法に基づいて活動しているのは、南スーダンPKO（UNMISS）だけである。

（4）安保関連法で追加された新任務に関する規定の違憲性

ア 改正PKO協力法は、前述した国連PKOの変質・変遷に対応するものとして作られ、新たな任務を加えている（前記「第3」3（5）。同法は、憲法第9条との矛盾抵触を防ぐため定めた旧PKO協力法の参加5原則を踏襲している装いを凝らしているものの、その実質は旧法の法令違憲性を量的・質的に拡大させるものである。

イ 駆け付け警護（法第3条五ラ）と外国軍隊等を守るための武器使用（法26条2項・4項、自衛隊法89条2項）

1) 駆け付け警護とは、「PKO等の活動関係者の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護の活動」である。「PKO等」の「等」には、法令上は文民、警察、軍事などについての制約はない。

かかる活動に対処するために、自己のみならず「他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するため」にも武器使用を認めた（法第26条2項）。しかも、従来の自己保存型武器使用から、任務遂行型武器使用に拡大・転換した（同条4項、自衛隊法89条2項）。

2) 駆け付け警護は、言い換えれば奪還作戦であり、戦闘行為の中核をなすものである。相手が武力でくる以上、こちらも武力で対抗することになるから、武力の行使である。また、自国民ではなく他国民の救出であるから、他国防衛という本質を有する。

従って、政府解釈の「専守防衛」の立場からしても、上記自己の生命・身体を守るためという武器使用目的を超えて武器使用を許容した時点で、

憲法9条2項に違反し、武力の行使は、憲法9条1項に違反する。

この点で、自衛隊イラク派遣当時、元陸自イラク先遣隊長で参議院議員・佐藤正久は、著書『イラク自衛隊「戦闘記」』（講談社）で、駆け付け警護は「現場の集団的自衛権」だと（214頁）、本質を述べている。

ウ 宿营地の共同防護と任務遂行に必要な武器使用（法25条7項）

1) 宿营地の共同防護の任務が追加され（法25条7項）、そのための武器使用は、従来の「自己保存型の自然権的武器使用」を維持しつつも、自衛隊員本人だけではなく「その宿営する宿营地に所在する者」も追加された。

宿营地の共同防護とは、要するに陣地防御であり、戦闘行為において最も重要な活動である。武装した軍事組織の隊員が、組織の任務の一環として武器を使用する「組織戦」を、隊員個人の「自己保存型の自然権的武器使用」であるというのは、黒を白と言うほどの擬制であり、自然権による正当化ができるものではない。よって、憲法9条2項に違反する。

さらに、他国の軍隊は、国際法上の交戦法規が適用される武力行使を行なうのであり、それと一緒に任務を遂行することになる以上、他国の武力行使と一体化し、憲法9条1項の武力行使禁止原則に違反する。

2) さらに、政府解釈は、武力行使の定義を「国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」とし、武器使用の相手が「国又は国に準じる組織」でなければ「国際的な武力紛争」ではないとして、武力行使該当性を否定する論理を使う。

しかし、武器使用の相手が「国」ないしは「国に準ずる組織」であるか否かで武器使用と武力行使を区別するのも、これまたわが国の独自の解釈である。国際法上は、どんな相手であれ、軍隊が組織的に武器を使用する場合には武力行使=交戦権行使となり、交戦法規が適用されるのである。

3) 実質的にも、「自己保存型の自然権としての武器使用」は、自衛隊員が極身近に所在する人を防護することを想定したものであるが、宿营地共同防護は、広大な宿营地全体を防護するためのものであるから、「自己保存

型の自然権的武器使用」とするのは明らかに現実離れした説明である。

ジュバの国連宿营地は、ジュバ国際空港に隣接した広大な敷地を持ち、10カ国の軍隊が駐留している。遙か離れた他国部隊と共同して自衛隊が宿营地共同防護のため武器を使用するのであるから、とうてい「自己保存型の自然権としての武器使用」になどなるはずがない。

- 4) 改正PKO協力法では、安全確保活動・警護活動、駆け付け警護活動は、それ以外の国際平和協力業務とは異なり、「当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて停戦合意が安定的に維持されている」ことを要件としている（第6条13項9号、10号、11号）。停戦合意が安定的に維持されている場合、「国または国に準じる組織」は存在しないとみなしているのである（内閣官房作成PKO協力法改正法案想定問答集）。

しかし、この理由付けはこじつけである。武力行使に関する政府解釈を前提にしても、現在の南スーダンでは、政府軍と反政府軍とが内戦状態であるうえ、UNMISSは政府軍、反政府軍を問わず交戦を想定していることは、前述したとおりである。

工 現地住民保護・巡回・検問等で任務遂行に必要な武器使用（法26条1項・4項、自衛隊法89条2項）

- 1) 法3条5トは、住民保護と治安維持活動を規定し、同号ラはいわゆる駆け付け警護活動を規定し、これらの新たな任務に対応する武器使用権限として、第26条1項は任務を妨害する行為を排除するための武器使用（任務遂行のための武器使用）、同条2項は駆け付け警護のための武器使用規定を置いている。（さらに第25条7項が新設されて「宿营地共同防護」のための武器使用が可能となっていることは前述）。

要するに、自衛隊の任務は大幅に拡大し、そのための自衛官の武器使用権限を格段に強化したのである。

- 2) 上記の武力がひとたび行使されれば、「交戦状態」に発展する危険性は極めて高くなる。

事実、2013年12月に首都ジュバでの内戦による銃撃戦が始まり、その後南スーザン全土に内戦が拡大し、政府軍もさらに分裂した時期に南スーザンへ派遣されていたのが陸自部隊が第5次隊であり、同部隊は2013年12月24日 UNMISS の治安安全部門顧問からのメールで、首都ジュバのトンピン地区にある国連宿営地の警備施設強化命令が伝達され、その中に「火網の連携」があった。

「火網の連携」とは、宿営地に駐屯する各国のPKO部隊が、宿営地を武装勢力の襲撃から防護するため、隣接部隊と連携して火器を使用するもので、火器の弾道が網の目のようなものである。

「教訓要報」の備考欄には、「我が国の従来の憲法解釈において違憲とされる武力行使にあたるとされていたため、他国軍との『火網の連携』は実現困難とみられていた」と記述されており、すでに当時から憲法9条が禁ずる武力行使が現実的になっていたことを意味する。このような武力行使は、憲法9条1項に違反するとともに、憲法9条2項の「戦力不保持」及び交戦権否認規定に違反するものである。

(5) 本件南スーザンPKO派遣の違憲性（適用違憲）

ア 仮に改正PKO協力法が法令違憲とまで解されないとしても、南スーザンPKO（UNMISS）に自衛隊を派遣し、業務に従事させることは、憲法9条に対する適用違憲である。

具体的には、PKO参加5原則のうち、まず、①紛争当事者間の停戦合意は存在せず崩壊していること、②それ故に紛争当事者による国連及び日本のPKO参加同意が存在しているとはいえないこと、③ UNMISS は政府軍にも反政府軍にも武力で対抗しており「中立的」でないこと、が明らかである。

イ すなわち、2013年12月に首都ジュバから始まった南スーザン内戦は瞬く間に全土に拡大し、大規模な人道的破局が現れたため、2014年5月27日安保理決議2155号により、UNMISS の筆頭任務に住民保護を掲げて、憲章第7章に基づく武力行使権限を付与した。

そしてさらに、2016年7月の内戦を受け、同年8月12日、国連安理会は決議2304号で、地域防護軍4000人を新たに派遣することを決定し、同部隊にジュバの治安確保や文民保護のために全ての必要な措置をとることができ、「攻撃を企図しようとしていることが確実である・・・いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦」を行なう権限まで付与している。つまり、南スチダーン政府軍（正規軍）及び反政府軍を問わず、武装勢力に対する先制攻撃を命じている。このような状態だから、和平合意＝停戦合意が崩壊していることは明らかである。

ウ これに対して、政府は2016年10月25日、南スチダーンPKOへの派遣期間を2017（平成29）年3月31日まで5カ月間延長するにあたり、「派遣継続に関する基本的な考え方」を発表した（甲9）。

その内容は、「武力衝突や一般市民の殺傷行為が度々発生し」、「（退避勧告は）最も厳しいレベル4の措置であり、治安情勢が厳しいことは十分認識している」としつつ、次のように述べる。

「PKO参加5原則については、憲法に合致した活動であることを担保するものである。この場合、議論すべきは、我が国における法的な意味における『武力紛争』が発生しているかであり、具体的には、『国家又は国家に準ずる組織の間で行なわれるものである戦闘行為』が発生しているかである。（これは憲法との関係であり、その意味において我が国独自の問題である。）」

「南スチダーンの治安状況は極めて悪く、多くの市民が殺傷される事態が度々生じているが、武力紛争の当事者（紛争当事者）となり得る『国家に準ずる組織』は存在しておらず、当該事態は「戦闘行為」が発生したと評価し得るものではない。また、我が国における、法的な意味における『武力紛争』が発生したとは考えていない。」

エ 上記の政府見解は、事実を白を黒と言いくるめ、恣意的な法解釈を弄するものである。

第1に、南スーダン内戦は、政府軍及び反政府軍との関係で生じている。これを『国家』又は『国家に準ずる組織』でないと言うことはできない。

第2に、国連安保理は「いかなる主体に対しても、迅速で効果的な交戦」を行う権限を付与している。かかる国連の認識と判断こそ基準に置かれるべきであり、ひとり日本の勝手な解釈と行動で行うものではない。

オ P K O参加5原則の④は、上記原則のいずれかでも充たされない場合にはわが国独自の判断で中断・撤退を行うというものである。

この点で、国連におけるP K O部隊の指揮に関しては「その参加国から派遣された人員は国連の利益のみを考慮してその行動を律しなければならない」とされている。

要件を満たさなくなったからと言って、直ちに自国の利益だけの判断で中断・撤退ができるわけではない。国連P K Oや他国軍隊との調整が必要である。従って、その調整が難しい事態になる前に中断・撤退を決断することが法意である。要するに、「危なくなったらいなくなるような軍隊は、初めから来るな。」ということである。

そして、国連P K Oは軍事部門だけではなく多くの非軍事部門を抱えており、日本の国際貢献は非軍事部門でも果たすことができるのだから、軍事要員の派遣にこだわる理由はない。中断・撤退を引き延ばすことは、自衛隊の派遣を自己目的化し、憲法と自衛隊員の命を蔑ろにするものと言わざるえない。

カ 南P K O参加5原則の⑤は、要員の生命等の保護のための最小限の武器の使用に限るというものであるが、武器使用の拡大が際限なく拡大され、他国との武力行使に突き進んでいることは前述したとおりである。

軍隊は、携行した武器から、どういう軍事情勢、軍事行動を想定しているか推察することができる。この点で、閣議決定された活動計画によれば、自衛隊は軽装甲機動車（最高速度 100 km）と 5.56 mm機関銃を持って行っている。軽装甲機動車は 5.56 mm機関銃を載せて車載射撃ができる。また、軽装

甲機動車は軽対戦車誘導弾（近距離域の対機甲戦闘において敵戦車などを撃破するために使用）の車上射撃もできる。また、C-130H輸送機4機を持って行っているが、同機は完全武装の空挺隊員64人を載せることができる、米海兵隊のほか世界各国で使われている軍用機である（以上は「自衛隊装備年鑑」より）。これらは、明らかに「自己保存型の自然権的武器使用」を超えており、他国軍隊と同じ「武力の行使」にはかならない。

第4 原告の権利（法益）侵害

1 原告の平和的生存権

ア 日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し」、また、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、わたくらの安全と生存を保持しようと決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と規定する。

平和は、国民が基本的人権を保障され、人間の尊厳に値する生活を営む基本的な前提条件であり、日本国憲法は、全世界の国民が有する「平和のうちに生存する権利」を確認することに基づいて国際平和を実現し、その中で基本的人権と個人の尊厳を保障しようとした。したがって、平和のうちに生存する権利は、全ての基本的人権の基礎にあってその享有を可能ならしめる基底的権利であり、単に憲法の基本的精神や理念を表明したにとどまるものではなく、法規範性を有するものと解されるべきものである。

イ この平和的生存権の具体的権利性は、包括的な人権を保障する憲法13条の内容をなし、憲法9条と一体的に解されるべきものである。

そして、「憲法9条に反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や戦争の準備行為等によって、個人の生命、自由等が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされるような場合、また、憲法9条に違反する遂行等への加担・協力を強制される様な場合

には、平和的生存権の主として自由権的な態様の表れとして、裁判所に対し当該違憲行為の差止請求や損害賠償請求等の方法により救済を求めることができる」とされる（2008年4月17日名古屋高裁判決）。

ウ 平和的生存権は、前記名古屋高裁判決が認めるように、複合的な性格を有する権利であり、その自由権的態様として国の行為によって被害者になる場合だけでなく、加害者にさせられる場合も、等しくその権利性が認められる。なぜならば、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する」ことは、被害者にならないという片面的なものでなく、加害者にもならないという相互性が認められて初めて可能だからである。

これを自衛隊員について言えば、自分が殺傷されないということだけでなく、他人を殺傷することを強いられないことも平和的生存権の内実を構成する精神的人格権に含まれることになる。

これを自衛隊員の家族や主権者国民について言えば、自衛隊員が殺傷されたり殺傷したりすることなく、一般市民と同様に人権が保障され、憲法9条で保障された平和が確保された生活を送れることが平和的生存権の内容になる。

2 平和的生存権の侵害

原告が侵害された平和的生存権の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 前記第3で述べたとおり、被告による違憲の南スーダンPKO派遣により、日本が自衛隊員によって他国の人々を殺傷するという現実的な危険性が発生した。特に、安保関連法により、今までの自己保存型の武器使用ではなく、政府の命令により相手に向かって銃を撃つ可能性が格段に拡大され、主権者国民として加害者の立場に立つことになった。

このことは同時に、相手方が自衛隊員やその関係者を殺傷する現実的な危険が格段に高まり、主権者国民として被害者たる立場に立つことでもある。

殺傷すること・殺傷されることは、武力闘争においては相互的・等価値的なものであり、いずれも最も重要かつ根源的な人権である人間の「命」の問題で

ある。自分の命と同様に相手の命も尊重することなしに、眞の平和的は生れない。原告は加害者の側に立つことも、被害者の側に立つことも、等しく拒絶するものであるところ、いまそれが被告によって侵害されている。

(2) 被告による違憲の南スーダンPKO派遣は、自衛隊員に対して権利の保障がなされておらず、このような状態で原告ら主権者国民の「公僕」として、いわば身代わりとして戦場に従軍させることは、主権者国民として出来ないことがある。

政府による違憲の行為から自衛隊員の命を守り、隊員や家族の人間としての尊厳を守ることは、主権者国民自らの平和のうちに生きる権利の内容をなすものであり、それが被告によつていま侵害されている。

このことについては、項目を改めて論じる。

(3) 前記第1で述べたように、原告は、「私が産んだ子を殺さないで。」「自衛隊員はみんな、人の子だ。」という強い思いをもつてゐる。親として、子どもを育てその成長を見守ること、親子の交流や子どもの家族との交流は、何ごとも代えがたい生きがいである。なぜならば、人間は一人で孤立して生きているわけではない。配偶者や子ども、さらにその家族らと深く結びついて生活する、その営み自体が人格的生存の基礎であり、そこから切り離された生存あるいは幸福追求というものは考えられない。

また、同じ「生命を生み育てる」母親として、自分の子も愛おしいが他人の子も愛おしく、その存在と関係が壊され傷つけられること、それを目の当たりにすることは、人間として耐え難いことである。

かかる意味で、平和的生存権は、個人の孤立的なものとしてではなく、個人と社会の関係性の中で捉えられる、いわば国民の共存的権利というべきものである。

3 自衛隊員の権利と国民の平和的生存権

(1) 国際法上の権利保障がないこと

改正PKO協力法は、立法に当たり憲法との矛盾を取り繕うために、国際法上の整合性を無視した結果、自衛隊員の国際法上の権利が保障されていない。

ア 安全確保活動、警護活動、駆け付け警護活動とそのための武器使用（いずれも任務遂行のための武器使用である）の際に、相手に対する危害射撃は正当防衛又は緊急避難に限定されている。かかる武器使用権限は、自衛隊の部隊ではなく自衛官個人に与えられている。

しかし、他方で、正当防衛、緊急避難以外の武器使用は、部隊指揮官の命令によるとしている。

そうすると、改正PKO法の建前はあくまでも武器の使用であって交戦権の行使=武力行使ではないので、国際法である交戦法規は適用されないこととなる。また、相手が「国又は國に準じる組織でなければ、自衛隊は交戦当事者とはならないので、ジュネーブ捕虜条約の適用もない。

イ 以上の結果、部隊として行動している自衛隊員が、戦闘に巻き込まれた際に誤って非戦闘員を射殺した場合には、その自衛官個人の刑事事件として処理されることになる。

政府の命令で派遣され部隊として行動しているのに、武器を使用した際の責任は自衛隊員個人にあるというのである。また、武装勢力の手に落ちた自衛官には、捕虜条約が適用されないことになる。そうなると、現地の法律、反政府武装勢力が法律と考えるもので処断されても文句が言えない。ISによる日本人人質の「処刑」が想起される。

ウ このような国際法との矛盾は、憲法解釈を変更してまで安保法制を制定した結果、国際法上は武力行使なのに、国内法上の解釈を無視して、国内向けに憲法9条との矛盾を言葉選びによって（武器使用と武力行使）憲法9条の制約を回避しようとしたことから生じたものである。

従つて、自衛隊員の権利を守るために、改正PKO法により新たに付与された自衛隊の任務を行なうべきではない。自衛隊員を憲法違反の行為

によって犠牲にすることは主権者国民として耐えがたいことである。憲法9条の存在によって専守防衛の自衛隊であり、戦地に赴き殺し殺されることになると自らを納得させてきた原告にとって、憲法に違反して被告国が自衛隊員を犠牲にすることは耐え難いことである。

(2) 戦場救護の装備も教育もないこと

自衛隊員は、他国軍隊が活動し、内戦が行なわれているところに派遣されているのに、救急措置、応急措置の装備も教育訓練がなされていない（以下は、「防衛省・自衛隊の第一線救護における適確な究明に関する検討会」の内容及びそれを報道した新聞記事による。）。

ア 現代の戦争で武装勢力は、IED（即製爆破装置）を多用する。これは、砲弾や爆弾を道路脇などに仕掛け、携帯電話などで起爆させるもので、25メートル四方に5千から1万個の破片が降る。これに当たった兵士は手足が吹っ飛び、死傷に直結する。

例えば、直径6ミリ弱のライフル弾が貫通した場合、最大で18センチの範囲が吹き飛ばされる。照井資規氏（陸自富士学校元教官）は、「2分以内に止血しないと死亡する」、しかし止血帯による止血には激痛が伴い、約20分しか耐えられない。そのため、すぐに包帯での止血が必要になる。現在陸自で支給されている1本では防ぎきれない。

止血帯を緩めて出血しなければ脚を残せるが、出血した場合は別の止血帯で傷口の近くを縛り、後で切断することになる。「手で触って骨が残っているところを捜す。ほんの少しでも長く残すことで義足が付き、その後の人生が変わる」という。

イ 米軍では、平時でも止血帯2本を含む12品目を支給している。戦闘時は胸を撃たれた際に使う針なども加え、20品目を携行する。

これに対して、陸自は国内では止血帯1本、包帯1本など3品目。照井氏によれば、「たった1か所の貫通銃創にも対応できない」という。南スエーダンへの派遣部隊には、はさみや手袋などを加えた8品目が支給されて

いるにとどまり、しかも派遣前の訓練はほとんどなされていない。

ウ 戦場において必要とされる救急措置能力について一覧表にしたものが、別紙3の「救急措置・応急措置比較表」である。

米軍では、56項目あり、これがTCCC（戦術的戦傷救護）に基づき2年おきに改定される。標準化され、全職種、全将兵に必要事項として教育され、全項目に実技試験が課せられ、その質が保たれている。

これに対して、日本の陸自は、戦場で有用な技術は2項目しか教育していない。救急救命士でも（目的の違いもあり）32項目にすぎない。

このように、現代の戦争に対応した、負傷した兵士を救護する体制がないのに派遣することは、人権保障の見地から許されるべきことではなく、平和憲法をもつ国民として耐えがたいことである。自衛隊員の家族としての原告は、いっそう堪えがたいことである。

（3）派兵された自衛隊員の自殺やPTSD

南スーダンに破線された隊員は、過酷な生活及び労働環境、精神・神経の緊迫により、心的外傷（PTSD）に罹患する可能性、及び自殺者が、今までの海外派遣以上に多数出る可能性が高い。

ア イラク戦争への派遣中、自衛隊員の在職中の自殺者は毎年約100名に上った。そのうち、アフガニスタンからイラク戦争への派兵経験者は、第1次テロ特措法（インド洋派兵）では、海自8人（延べ派兵数1362人に1人）、第2次では、海自4名（同600人に1名）。イラク戦争では、陸自20名（同280人に1人）、空自8名（同453人に1人）と、合計40人に上る。

日本国民の自殺者は4665人に1名（2013年度）であるから、イラク戦争派遣の陸自隊員の自殺率は、国民平均の実に17倍になる。

イ 海外派兵と戦争の“先進国”であるアメリカにおける米兵の自殺からも明らかである（中日新聞2013.8.21）

米イラク・アフガニスタン退役軍人会（IAVA／会員27万人。全米最大）

の調査結果(2013年)によれば、回答者の45%が自殺を図った帰還兵を知っており、37%は実際に命を絶った仲間がいるという。

米退役軍人省によると、統計を取り始めた1999年以降、2012年までに21州で2万7000人が自殺し、さらに残りの29州で3万4000人の退役軍人が自殺した可能性があるが、全容はまだ掴めていないという。

ウ 戦場は、戦地だけではない。戦争は、長期間にわたる準備を行ない、そこには苛酷な訓練による負傷、精神教育（人を殺せる、死を覚悟する等）による人格的破綻など、さまざまな悲劇が生ずる。たとえ戦地から無事帰つても、PTSDに苦しみ自殺する者が非常に多い。これも広い意味で戦死ということができる。こうして、家族はもとより社会全体が病む。軍隊を持たず戦わないということは、かような社会にしないということでもある。

第5 原告の請求

1 差止請求

(1) 原告の平和的生存権侵害もしくは人格権侵害の救済にあたっては、被侵害利益の重大性といったん侵害された後の回復の困難性に鑑みるとき、事前の差止が認められるべきである。

行政機関の行為においてもそれによって国民の権利や法益を違法に侵害することは許されないのであるから、事前の侵害予防、妨害排除も認められるべきである。

(2) 大阪空港公害裁判控訴審判決（昭和50年11月27日大阪高裁判決・判時1025号）は、人格権に基づき、空港の設置管理者である国に対し航空機の離着陸の差止を認容している。その後、北方ジャーナル出版差止請求事件の最高裁大法廷判決（昭和61年6月11日・判例タイムズ605号）は「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、

又は将来生ずるべき侵害を予防するため、侵害行為の差止を求めることができる」と判示して、人格権の概念を承認している。

人格権による差止請求権は、国に対する差止請求についても下級審で認容されている（東京高裁昭和62年7月15日横田基地騒音公害訴訟控訴審判決・判時1245号、金沢地裁平成3年3月13日小松基地騒音公害訴訟判決・判時1379号、大阪高裁平成4年2月20日国道43号線公害訴訟控訴審判決・判時1415号など）。

(3) 既述したとおり、原告の平和的生存権及び生命、身体、自由、幸福追求に対する権利は、個人の尊厳に関わる最も根源的な権利であり、その権利内容として人格権を含むものである。従って、何人もみだりにこれを侵害することは許されず、その侵害に対しては、これを排除することができなければならない。

(4) 重大な損害を生ずるおそれ

ア 南スーダンPKO派遣によって原告が侵害を受けている権利は、憲法上最大限尊重されるべき、基本的人権保障の基底的権利である平和的生存権であり、この権利は、憲法前文、憲法9条及び基本的人権の中核をなす憲法13条によって保障されている。

イ 南スーダンPKOは、前述したように深刻な内戦状態にあり、かかる事実を国連も認め、2016年8月12日の安保理は決議2304号で「いかなる主体（政府軍も含む趣旨—原告代理人注）に対しても、迅速で効果的な交戦」を行う権限を与え、先制攻撃まで可能とした。

これは、日本のPKO派遣が、PKO協力法の派遣5原則=政府による合憲解釈が完全に破られていることを示している。自衛隊は、権を持参していると言われるが、そのようなことは止め、犠牲者が出る前に直ちに撤退することこそ政府の責任である。

ウ 自衛隊が戦闘にまきこまれ、自衛隊員あるいは自衛隊員の発する銃弾で犠牲者が出るのは時間の問題と言ってもよい。この点で、イラク戦争における具体例を挙げ、そのリアリティを明らかにしたい。

2005年12月4日、イラク南部サマワの近郊ルメイサで自衛隊が改修した養護施設の完成式典中、外国軍隊の駐留に反対する約100人のデモ隊が施設を取り囲み、「ノー・ジャパン」等と叫びながら周囲を警備していた自衛隊車両に投石を始め、群衆の中には小銃を持つ者もいたという。「ここで一発撃てば自衛隊は全滅する」と、当時現場にいた隊員は思ったという（2015年8月20日付朝日新聞）。

当時の自衛隊員は、武器使用は正当防衛・緊急避難の場合に限定され、デモ隊を排除するための威嚇射撃など任務遂行のための武器使用は認められていなかつた。結局それが幸いし、一発も撃たず撃たれることなく地元イラク人に逃げ道を作ってもらい窮地を脱した。

ところが、改正PKO協力方では任務遂行のための武器使用が認められることになり、それを、政府・自衛隊は「今までよりも安全に任務を遂行することが可能とな」ったと説明し（「平和安全法制（家族説明）資料」）、積極的に行使することを明らかにしている。

このように、本件派遣の差し止めは、一刻の猶予も許されない。

（5）損害の回復の困難性

ア 前述したとおり、被告が、安保関連法による新たな任務を加えて、武器使用の拡大＝実質的な武力行使に突き進んでいるとき、いま止めなければ後戻りは不可能となり、自衛隊の戦闘行為は際限なく拡大していく。これは平和憲法の死を意味する。そうなる前に、被告による明白な違憲行為を司法によって差し止めるほかない。

イ なお、差止の本請求は、すでに派遣され活動している第10次隊に対しては、業務の中止と撤退を内容とし、次に派遣命令が出されている第11次隊に対しては派遣の差止を内容とする。

2 慰謝料請求

（1）被告の加害行為

前記第1の2で述べたとおり、被告は、南スーダンPKO（UNMISS）に対して、改正PKO協力法に基づいて自衛隊を派遣している。

（2）原告の損害

自衛隊の南スーダンPKO派遣は、閣議決定された実施計画に基づき、実行に移されており、原告に対する侵害が具体的に開始されている。

その内容は、前記第3で述べたとおりである。

（3）公務員の故意・過失

被告の内閣総理大臣及び防衛大臣は、南スーダンPKO（UNMISS）派遣が、現地の内戦の状況や、国連安保理の決議、国連の報告などによって、PKO協力法の派遣5原則に違反していること=憲法9条に違反していることを承知し、損害を回復することができたのに、安保関連法を制定・施行するなど、さらに違法・違憲状態を進行させた。従って、被告は、単なる過失ではなく、故意または重大な過失に基づくものである。

（4）加害行為と損害との因果関係

前記（1）の加害行為と前記（2）の損害との間に因果関係があることは明らかである。

（5）結論

原告らは、国家賠償法1条に基づき、以上の精神的苦痛に対する慰藉の一部として金20万円を請求するものである。

第6 結論

以上より、原告らは、請求の趣旨記載のとおりの判決を求める。

以上

後 添 別 紙

別紙1 UNMISSにおける自衛隊の活動について（抜粋）

別紙2 国連PKOの展開状況

別紙3 救急措置・応急措置比較表

証 振 方 法

1 書 証 甲第1乃至17号証

2 その他 追って必要に応じて提出する。

添 付 書 類

1 訴訟委任状 1通

2 訴状副本 1通

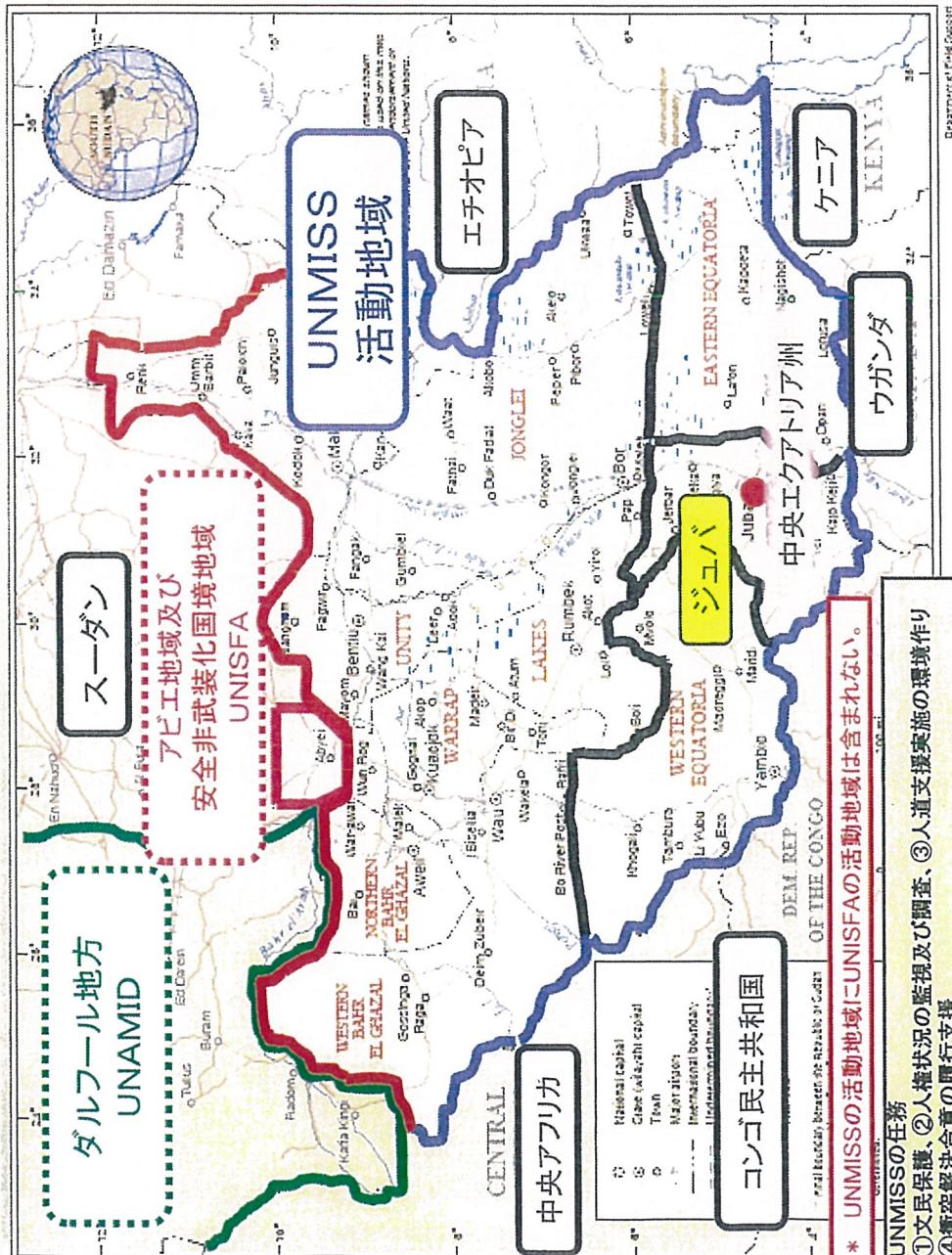
3 証拠説明書 1通

4 甲第1乃至17号証写し 各1通

首都 ジュバ (UNMISS司令部所在)	
司令部要員	4名
施設部隊 (10次要員)	約350名

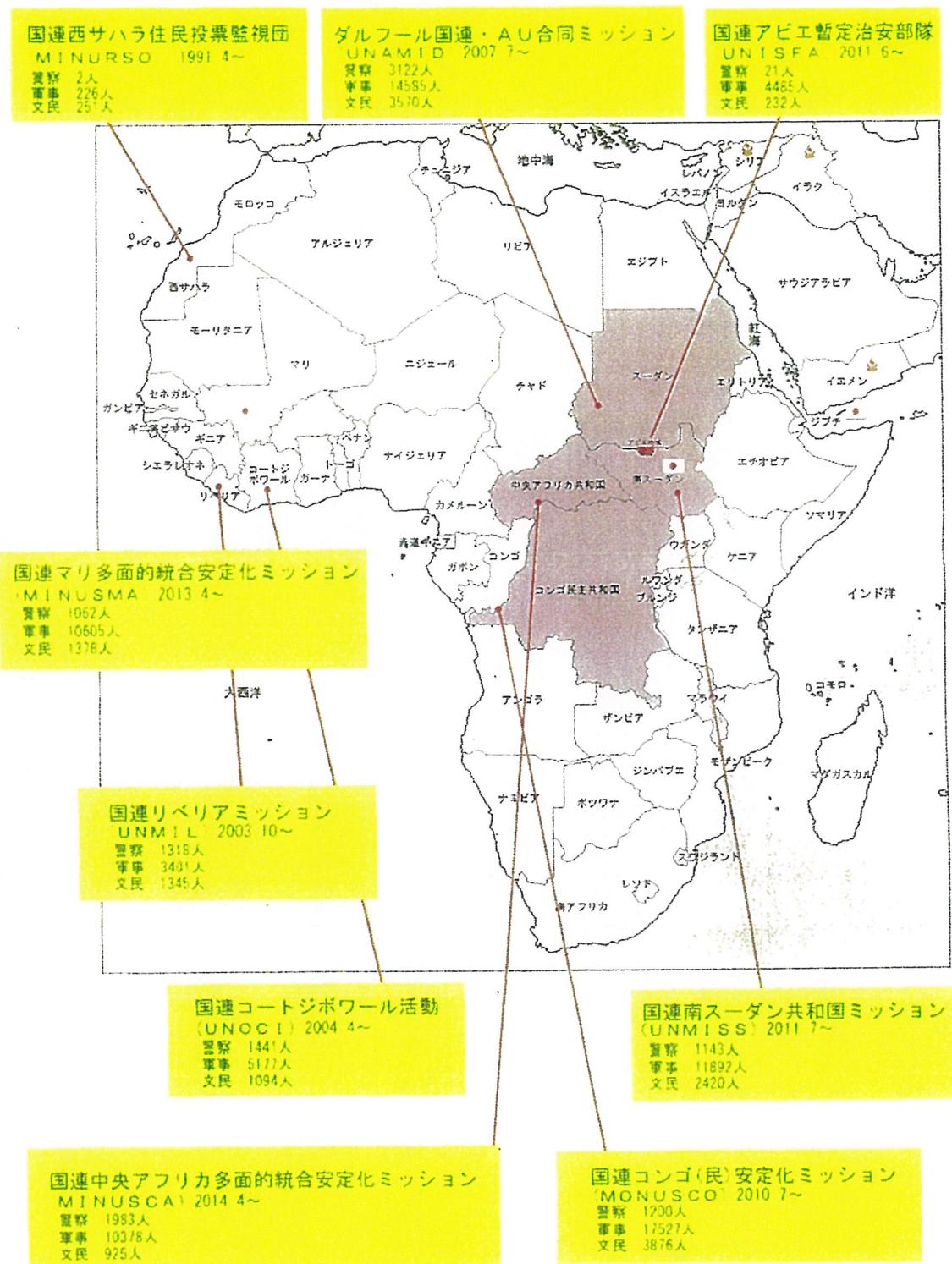
部隊等派遣の基準等	南スudan共和国独立に伴い、UNMISS設立実施計画(司令部要員)の閣議決定
平23. 7. 9	第1次司令部要員派遣
平23. 11. 15	実施計画(司令部要員)の閣議決定
平23. 11月、平24. 2月	実施計画変更(施設部隊等派遣)の閣議決定
平23. 12. 20	施設部隊等第1次要員を順次派遣
平24. 1月～3月	施設部隊等第2次要員を順次派遣
平24. 5月、6月	施設部隊等第3次要員を順次派遣
平24. 5月、7月	第2次司令部要員派遣
平24. 11月、12月	施設部隊等第4次要員を順次派遣
平24. 12月、平25. 1月	第3次司令部要員派遣
平25. 5月、6月	施設部隊等第4次要員を順次派遣
平25. 5月、28	派遣施設隊の活動地域拡大に関する自衛隊行動命令発出
平25. 7月	第4次司令部要員派遣
平25. 10. 15	実施計画変更(人員増加等)の閣議決定
平25. 11月、12月	施設部隊第5次要員を順次派遣
平26. 1月	第5次司令部要員派遣
平26. 5. 13	派遣施設隊の編成変更に関する自衛隊行動命令発令
平26. 5月、6月	施設部隊第6次要員を順次派遣
平26. 6月	第6次司令部要員(情報及び施設幕僚)派遣
平26. 10. 21	実施計画変更(司令部要員追加派遣等)の閣議決定
平26. 11月、12月	施設部隊第7次要員を順次派遣
平27. 1月	第6次司令部要員(兵站及び航空運用幕僚)派遣
平27. 5月、6月	施設部隊第8次要員を順次派遣
平27. 6月	第7次司令部要員(情報及び施設幕僚)派遣
平27. 11月、12月	施設部隊第9次要員を順次派遣
平28. 5月、6月	第7次司令部要員(情報及び施設幕僚)派遣
平28. 6月	第8次司令部要員(情報及び施設幕僚)派遣
	今後の活動に関する日程
平28. 10. 31	実施計画期限
平28. 12. 15	園遊マーチート期限

国連南スーダン共和国ミッション(南スーダンPKO)の活動



司令部主要員の主要業務
○兵站幕僚: UNMISS軍事部門司令部において軍事部門の兵站全般の需要に応じてデータベース管理
○情報幕僚: UNMISS統合ミッション分析センター(JMAC)において施設業務に応じて施設部隊に於ける企画及び調整
○施設幕僚: UNMISSミッション支援部において航空機の運航支援に応じて航空機の運航支援に応じて航空機の運航支援
○航空運用幕僚: UNMISS(United Nations Mission in South Sudan): 国連南スーダンミッション
※UNAMID(United Nations - African Union Mission in Darfur): 国連アフリカ連合ダルフール派遣団
※UNISFA(United Nations Interim Security Force for Abyei): 国連アビエ暫定治安部隊

国連PKOの展開状況



救命処置・応急処置教育の比較表

技 術	米軍 全招兵	自衛官	米軍CLS/ マルダン軍全将兵	MEDIC	日本国救 急救命士
戦闘外傷救護・初療の考え方	戦闘外傷救護・初療の段階区分	○	○	○	
	受傷時の初期対応	○	○	○	
	大量傷病者対応	○	○	○	
出血の制御	救命器具としての止血帯	○	●	○	○
	緊縛止血用器具としての止血帯	○	○	○	○
	ガーゼ包帯	○	○	○	○
	圧迫止血用モジュール包帯 (止血帯の補完・全身の後援)	○	○	○	
	血液凝固促進剤(顆粒状・包帯状)	○	○	○	
	四肢の付け根用止血帯	○	○	○	
意識レベルの評価	AVPU法	○	○	○	
	GCS法			○	○
バイタルサインの観察 と記録	モニター類を用いない方法	○	○	○	
	モニター類による方法			○	○
疼痛の評価		○	○	○	○
ショック状態の評価	循環血液量減少性ショック	○	○	○	○
	血液分布異常性ショック	○	○	○	○
	低酸素性ショック	○	○	○	○
	ショック体位・被服の処置	○	○	○	
気道の損傷または閉塞	用手気道確保と呼吸の評価	○	●	○	○
	気道内異物の除去	○	○	○	○
	経鼻エアウェイ	○	○	○	
	回復体位による気道閉塞の防止	○	○	○	○
	座位・前屈み体位による気道閉塞の防止	○	○	○	
	声門上気道確保器具(King LTS-D)			○	○
	外科的気道確保			○	
	気管挿管			○	○心肺停止時のみ
胸部外傷	胸部外傷・防弾ベスト外傷の観察・評価	○	○	○	
	多発肋骨骨折(フレイルチェスト)の処置	○	○	○	○
	胸部穿通性外創の閉塞(チエストシール)	○	○	○	○
	胸部穿通性外創の用手による応急閉塞	○	○	○	○
	胸部穿通性外創の応急資材による閉塞	○	○	○	○
	胸部穿通性外創の包帯被覆	○	○	○	
	胸部負傷者の体位による呼吸機能の維持	○	○	○	
	酸素投与			○	○
	バックバルブマスク換気			○	○
	胸腔ドレナージ			○	

技 術	米軍 全将兵	自衛官	米軍CLS/ ヨルダン軍全将兵	MEDIC	日本国救 急救命士
胸腔減圧	胸腔減圧 (Burp法)	○	○	○	
	胸腔減圧 (胸腔穿刺法)		○	○	
	静脈輸液路確保			○	○心肺停 止時のみ
	骨髄輸液路確保			○	
	輸液蘇生療法			○	
	鎮痛剤投与 (モルヒネ・ケタミン)			○	
	抗生素投与 トランサミン (トランサミン) 投与			○	
血液製剤投与				○	
四肢麻痺の評価		○	○	○	○
被服の裁断と負傷部位の露出		○	○	○	○
体温管理	低体温の予防	○	○	○	○
	身体の冷却	○	○	○	○
	アイシールドによる被覆	○	○	○	○
穿通性眼損傷	アイシールドによる眼球運動制限	○	○	○	
	経口抗生素投与 (モキシフロキサシン=アベロックス)	○	○	○	
	経口抗生素投与	○	○	○	
薬剤の経口投与・筋肉 内投与	抗生素筋肉注射			○	
	経口鎮痛剤投与 (非麻薬) フェンタニルキャンディー	○	○	○	
	抗生素筋肉注射			○	
	ケタミン筋肉注射			○	
	モルヒネ筋肉注射			○	
骨折部位の安定化	副子固定	○	○	○	○
	牽引式副子固定	○	○	○	
熱傷治療	熱傷原因の除去	○	○	○	○
	熱傷面積の評価	○	○	○	○
	熱傷面の被覆	○	○	○	○
	輸液療法			○	
CBRNe	軽症時の自己救護	○	○	○	
	重症時の相互救護	○	○	○	
	皮膚の除染	○	○	○	
	除染のための防護衣の除去と再被覆	○	○	○	
	化学熱傷の処置	○	○	○	
	必要な処置の判定	○	○	○	
傷病者の記録		○	○	○	○
傷病者の救出救助・輸 送技術	車両・航空機からの救出・救助	○	○	○	
	適切な輸送手段の判定	○	○	○	
	徒手輸送	○	○	○	
	ロール式担架による輸送	○	○	○	
	折り畳み式担架による輸送	○	○	○	
	即成担架による輸送	○	○	○	
	軍用車両への適切な搭載	○	○	○	
傷病者後送要請・報告		9LINE様式等 無線機の取り扱い	○	○	